

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想（案）

令和5年〇月

川 場 村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 川場村は、群馬県の北東部に位置し、農耕地は標高450m～700mに散在し、耕地の大部分が傾斜地という悪条件の中でかつては養蚕・こんにゃく・米麦・畜産の複合による農業生産を展開してきたが、農業生産の基幹作物であった養蚕が激減し、代わって果樹・施設野菜・露地野菜をはじめ一部には花きの導入が図られてきた。現在は東京都世田谷区との都市交流事業の中で産直方式によるいくつかの高収益性の作目や作型を導入しているが、今後は更に担い手を中心に新規の作目の導入を検討する。また、こんにゃく等の土地利用型の作目では、労力の軽減により規模拡大を図り、地域として産地化を図ることとし、土地利用型、集約型経営間で労力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ農業の発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 川場村の農業構造については、高度経済成長が契機となり農業離れに拍車がかかり、兼業化が進んだ結果、昭和60年と現在とを比較すると農家人口は半減し、土地利用型・集約型農業のいずれも担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されないか又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したところが近年増加傾向にある。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるため、農地の有効利用について早急な検討をおこなう。

3. 川場村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、川場村及びその周辺市町村において現に成功している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり概ね350万円程度、1経営体あたり概ね500万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり1,750～2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話し合いに基づき地域計画を作成し、定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増加させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。

4. 川場村は、将来の川場村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長

することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、川場村は、農業協同組合、農業委員会、利根沼田農業事務所等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、川場村地域担い手育成総合支援協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、農地の流動化に関しては、集団的土地利用を全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立するとともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、関係者と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である当村においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、川場村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした団体営土地改良総合整備事業や農道整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 川場村は、農業委員会、農協の担当職員で構成する指導チームを設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を利根沼田農業事務所との協力を受けて行う。

特に、大規模畜産をめざす農業経営が展開しつつある当村においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に株式会社日本政策金融公庫前橋支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密指導を実施する。

また、新規の集約的作物導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、農業経営の発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

川場村の令和2年の新規就農者は2人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、川場村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、川場村においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

川場村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,750~2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6~7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度、1経営体あたりは350万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた川場村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面について

は利根沼田農業事務所や利根沼田農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に川場村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、川場村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕
 (農業経営の基本的指標の例、一覧)

類型 NO.	営農類型	生産規模 (単位：a、頭)
1	果樹 (リンゴ + ブルーベリー)	リンゴ 70、ブルーベリー 15
2	果樹 (リンゴ + ブルーベリー) + 水稲	リンゴ 60、ブルーベリー 25、水稲 30
3	果樹 (ブドウ) + 露地野菜 (キュウリ) + 水稲	ブドウ 35、キュウリ 20、水稲 100
4	果樹 (ブドウ) + コンニャク + 水稲	ブドウ 30、コンニャク 130、水稲 30
5	露地野菜 (エダマメ + サツマイモ) + 水稲	エダマメ 80、サツマイモ 80、水稲 30
6	コンニャク + 水稲	コンニャク 300、水稲 50
7	施設野菜 (トマト) + コンニャク + 水稲	雨よけトマト 30、コンニャク 150、水稲 30
8	露地野菜 (キュウリ) + コンニャク + 水稲	キュウリ 30、コンニャク 230、水稲 30
9	露地野菜 (キュウリ + ウト) + コンニャク + 水稲	キュウリ 20、ウト 40、コンニャク 200、水稲 30
10	露地野菜 (エダマメ) + コンニャク + 水稲	エダマメ 100、コンニャク 120、水稲 50
11	施設野菜 (イチゴ)	イチゴ 45
12	施設野菜 (トマト) + 露地野菜 (サツマイモ)	雨よけトマト 30、サツマイモ 100
13	酪農 + 繁殖和牛	経産牛 25、育成牛 12、飼料作物 500
14	酪農 + 水稲	経産牛 30、育成牛 15、飼料作物 500、水稲 30

※農業経営の基本的指標は、家族経営において、第1の3で示す「主たる従事者1人あたりの目標労働時間：1,750～2,000時間程度」の労働により、同じく第1の3で示す「1経営体あたりの目標年間農業所得：おおむね500万円」の所得を得ることができる「効率的かつ安定的な農業経営」のモデルとして営農類型ごとにその経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様を示したものである。

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 果 樹 (リンゴ + ブルーベリー)	<p><作付面積></p> <p>リンゴ 70a ブルーベリー 15a</p> <p><経営面積></p> <p>85a</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (21ps) ・スピートスプレー(1000L) ・乗用モア(80cm幅) ・軽トラック(660cc) ・高所作業台車(クローラ型) ・密入りセンサー ・トラック (1t) ・保冷库 (2坪) ・マニュアルレッター (自走式 1000kg) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培 ・ブルーベリーは、「おおつぶ星」「あまつぶ星」を中心とした観光もぎ取り園 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・漬物加工による付加価値化 ・密入りセンサーを利用した高品質「ふじ」の贈答用販売 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>リンゴ花摘み、摘果作業に対するパート雇用</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
2 果 樹 (リンゴ + ブルーベリー) + 水 稲	<p><作付面積></p> <p>リンゴ 60a ブルーベリー 25a 水稲 30a</p> <p><経営面積></p> <p>115a</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピートスプレー(1000L) ・乗用モア(80cm幅) ・軽トラック(660cc) ・高所作業台車(クローラ型) ・密入りセンサー ・トラクター (21ps) ・田植機 (2条) ・バイスター (2条) ・ハーベスター ・籾摺機 ・保冷库 (2坪) ・マニュアルレッター (自走式 1000kg) ・トラック (1t) ・米選機 ・運搬用作業台車(クローラ型) ・ロータリー (1.5m) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培 ・ブルーベリーは、「おおつぶ星」「あまつぶ星」を中心とした観光もぎ取り園 ・水稲は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・漬物加工による付加価値化 ・密入りセンサーを利用した高品質「ふじ」の贈答用販売 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>リンゴ花摘み、摘果作業に対するパート雇用</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
3 果樹 (ブドウ) + 露地野菜 (キュウリ) + 水稲	<p><作付面積></p> <p>ブドウ 35a キュウリ 20a 水稲 100a</p> <p><経営面積></p> <p>155a</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) ・動力噴霧機(30L/分) ・乗用モア(80cm幅) ・軽トラック(660cc) ・ロータリー ・田植機(4条) ・コンバイン(3条) ・乾燥機 ・籾摺機 ・計量米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培 35a による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系 ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・水稲は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・高級化・多様化する消費者ニーズへの対応 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>雇用労働力(延べ) 26日</p> <p>ジベレリン処理摘粒、袋かけ作業に対する雇用</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
4 果樹 (ブドウ) + コンニャク + 水稲	<p><作付面積></p> <p>ブドウ 30a コンニャク 130a 水稲 30a</p> <p><経営面積></p> <p>190a</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) ・動力噴霧機(30L/分) ・乗用モア(80cm幅) ・ロータリー(1.8m) ・トラック(1.5t) ・軽トラック(660cc) ・土壌消毒機 ・小型管理機(6ps) ・堀取機 ・田植機(2条) ・バインダー(2条) ・ハーベスター ・籾摺機 ・米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培 30a による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・水稲は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・高級化・多様化する消費者ニーズへの対応 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>ジベレリン処理摘粒、袋かけ作業に対する雇用</p> <p>収穫調整作業に対するパート雇用</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
5 露地野菜 (エダマメ+ サツマイモ) + 水稲	<p><作付面積></p> <p>エダマメ 80a サツマイモ (乾燥芋) 80a 水稲 30a</p> <p><経営面積></p> <p>190a</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) ・ローター(1.8m) ・軽トラック(660cc) ・小型管理機(5ps、6ps) ・脱莢機 ・エダマメ選別機 ・サツマイモ定植機 ・ツル切り機 ・掘取機(95cm幅) ・ホイラー ・田植機(2条) ・バインダー(2条) ・ハーベスター ・籾摺機 ・動噴セット(50L/分) ・ブレードキャスター(自走式) ・播種機(1条) ・エダマメ洗浄機 ・予冷庫(1.5坪) ・マルチ巻き取り機 ・トラック(1t) ・米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪作により連作障害の回避 ・地域有機物活用による土づくり ・コンニャク農家との交換耕作 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・市場情報の収集と計画出荷 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>雇用労働力(延べ) 34日</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
6 コンニャク + 水稲	<p><作付面積></p> <p>コンニャク 300a 緑肥 30a 水稲 50a</p> <p><経営面積></p> <p>380a</p>	<p><資本装備></p> <p>(大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps、50ps) ・ローター(1.8m) ・トラック(2t) ・軽トラック(660cc) ・土壌消毒機 ・小型管理機(2台5ps) ・種芋植付機(自走車) ・自走式ブームスプレヤー ・掘取機 ・フォークリフト(1.8t) ・温風暖房機 ・田植機(2条) ・バインダー(2条) ・ハーベスター ・籾摺機 ・麦撒き機 ・タイヤローター ・肥料撒き機 ・温湯消毒器 ・マニュアルレッター(2t) ・米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンニャクの連作障害を回避するため、麦の間作および有機質の投入による土作りに努める ・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・野菜農家との交換耕作 ・水稲は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>雇用労働力(延べ) 30日 (植付・収穫時)</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
7 施設野菜 (トマト) + コンニャク + 水 稲	<p><作付面積></p> <p>雨よけトマト 30a コンニャク 150a 水稲 30a</p> <p><経営面積></p> <p>210a</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps、50ps) ・ローター(2m) ・動力噴霧器 ・土壌消毒機(マルチ同時) ・クローラ型マルチスプレヤー ・トラック(2t) ・軽トラック(660cc) ・小型管理機(5ps、7ps) ・種芋植付機(乗用) ・掘取機(95cm幅) ・田植機(2条) ・バインダー(2条) ・ハーベスター ・籾摺機 ・フォークリフト(1.8t) ・プラソイ(3本爪) ・温湯消毒機 ・マルチ張り機(平畦1.35m) ・マニュアルレッター(2t) ・米選機 ・パイハウス(3,000㎡) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・雨よけトマトはセル成型苗と選果場利用により省力化を図る ・野菜農家との交換耕作 ・水稲は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・トマト生産による夏季労力の有効利用 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
8 露地野菜 (キュウリ) + コンニャク + 水稲	<p><作付面積></p> <p>キュウリ 30a コンニャク 230a 水稲 30a</p> <p><経営面積></p> <p>290a</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps、50ps) ・ローター(2m) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機 ・トラック(2t) ・軽トラック(660cc) ・小型管理機(5ps、7ps) ・種芋植付機(乗用) ・掘取機(95cm幅) ・田植機(2条) ・バインダー(2条) ・ハーベスター ・籾摺機 ・フォークリフト(1.8t) ・プラソイ(3本爪) ・温湯消毒機 ・マルチ張り機(平畦1.35m) ・マニュアルレッター(2t) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・水稲は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>雇用労働力(延べ) 23日</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
9 露地野菜 (キュウリ+ウ ト) + コンニャク + 水 稲	<作付面積> キュウリ 20a ウト 40a コンニャク 200a 水稲 30a <経営面積> 290a	<資本装備> (中型機械化一貫体系) ・トラクター(30ps、50ps) ・ローター(2m) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機 ・トラック(2t) ・軽トラック(660cc) ・小型管理機(5ps、7ps) ・種芋植付機(乗用) ・掘取機(95cm幅) ・田植機(2条) ・パインダー(2条) ・ハーベスター ・籾摺機 ・フォークリフト(1.8t) ・プラソイ(3本爪) ・温湯消毒機 ・マルチ張り機(畦1.35m) ・マニュアルレクター(2t) ・米選機 ・ウト掘取機(5戸協同) ・カッター(6ps) <その他> ・コンニャクについてはボ ルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土 づくり ・キュウリは購入苗利用に による育苗の効率化 ・水稲は育苗センターを利用	・畜産農家との 連携による良 質堆肥の確保 ・簿記記帳による 経営収支の 把握とコスト 節減 ・市場情報の収 集と計画出荷 ・キュウリの出 荷規格の簡素 化と平箱コン テナによる定 数詰め出荷	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 雇用労働力(延べ) 13日 快適な作業環 境の整備 定期的な休日 の確保 家族経営協定 の締結
10 露地野菜 (エダマメ) + コンニャク + 水 稲	<作付面積> エダマメ 100a コンニャク 120a 水稲 50a <経営面積> 270a	<資本装備> (中型機械化一貫体系) ・トラクター(30ps) ・ローター(1.8m) ・トラック(1t) ・軽トラック(660cc) ・小型管理機(5ps、6ps) ・脱莢機 ・エダマメ選別機 ・種芋植付機 ・掘取機(95cm幅) ・温風暖房機 ・田植機(2条) ・パインダー(2条) ・ハーベスター ・籾摺機 ・動噴セット(50L/分) ・播種機(1条) ・エダマメ洗浄機 ・予冷庫(1.5坪) ・マルチ巻き取り機 ・米選機 ・ブレンドキャスター(自走式) <その他> ・コンニャクについてはボ ルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土 づくり ・水稲は育苗センターを利用	・畜産農家との 連携による良 質堆肥の確保 ・簿記記帳による 経営収支の 把握とコスト 節減 ・市場情報の収 集と計画出荷	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 快適な作業環 境の整備 定期的な休日 の確保 家族経営協定 の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 1 施設野菜 (イチゴ)	<作付面積> イチゴ 45a <経営面積> 45a	<資本装備> (中型機械化一貫体系) ・動力噴霧機 ・暖房機(400坪) ・管理機(有機栽培用) ・炭酸ガス発生装置 ・保冷庫(2坪) ・軽トラック(660cc) ・トラック(1t) ・ハウス(4,500㎡) <その他> ・雨よけ栽培45aによる高品質生産	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した観光農園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・市場情報の収集と計画出荷 	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 雇用労働力(延べ) 687日 快適な作業環境の整備 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
1 2 施設野菜 (トマト) + 露地野菜 (サツマイモ)	<作付面積> 雨よけトマト 30a サツマイモ (乾燥芋) 100a <経営面積> 130a	<資本装備> (中型機械化一貫体系) ・トラクター(30ps) ・ロータリー(1.8m) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機(マルチ同時) ・クローラ型マルチスプレーヤー ・ライムソー(1.5m) ・軽トラック(660cc) ・小型管理機(6ps) ・サツマイモ定植機 ・掘取機(95cm幅) ・ツル切り機 ・ホイラー ・トラック(1t) ・マルチ巻き取り機 ・マルチ張り機 ・パイプハウス(3,000㎡) <その他> ・輪作により連作障害の回避 ・地域有機物活用による土づくり ・雨よけトマトはセル成型苗と選果場利用により省力化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・トマト生産による夏季労働力の有効利用 	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 雇用労働力(延べ) 62日 快適な作業環境の整備 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
13 酪農 + 繁殖和牛	<p><飼養頭数></p> <p>経産牛 25頭 育成牛 12頭</p> <p>(経産牛 1頭当たり乳量 8,500kg)</p> <p>成雌牛 10頭 育成牛 1頭</p> <p><飼料作物></p> <p>作付実面積 500a</p> <p>(飼料自給率 TDN35%以上)</p>	<p><資本装備></p> <p>つなぎ飼い・パイプライン ミルク方式 独房+群飼育体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(鉄骨) ・育成舎(鉄骨) ・飼料庫(木造) ・堆肥舎(鉄骨) ・簡易バンカーサイロ ・搾乳施設(パイプライン) ・牛舎(鉄骨) ・農舎(木造) ・トラクター(55ps、77ps) ・飼料作物収穫作業機械(ハーベスター他5種) ・飼料作物栽培作業機械(プラウ他6種) ・バキュームカー ・ホイルローダー ・トラック(2t) ・洗浄機 ・連動スタンション ・軽トラック(660cc) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とす資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・混合飼料給与方式 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(5戸共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成 ・系統の良い種雄を交配する ・借地活用による自給飼料の栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>ヘルパーの活用による休日制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
14 酪農 + 水稲	<p><飼養頭数></p> <p>経産牛 30頭 育成牛 15頭</p> <p>(経産牛 1頭当たり乳量 8,500kg)</p> <p>水稲 30a</p> <p><飼料作物></p> <p>作付実面積 500a</p> <p>(飼料自給率 TDN35%以上)</p>	<p><資本装備></p> <p>つなぎ飼い・パイプライン ミルク方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(鉄骨) ・育成舎(鉄骨) ・飼料庫(木造) ・堆肥舎(鉄骨) ・簡易バンカーサイロ ・搾乳施設(パイプライン) ・トラクター(55ps、77ps) ・飼料作物収穫作業機械(ハーベスター他5種) ・飼料作物栽培作業機械(プラウ他6種) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バキュームカー ・ホイルローダー ・トラック(2t) ・田植機(2条) ・バインダー(2条) ・ハーベスター ・糞摺機 ・米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とす資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・混合飼料給与方式 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(5戸共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成 ・水稲は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>ヘルパーの活用による休日制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に川場村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、川場村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の基本的指標の例、一覧)

類型 NO.	営農類型	生産規模(単位：a、頭)
1	施設野菜(トマト)	雨よけトマト 30
2	施設野菜(トマト) + 露地野菜(サツマイモ)	雨よけトマト 20、サツマイモ 120
3	コンニャク	コンニャク 280
4	コンニャク + 露地野菜(エダマメ)	コンニャク 150、エダマメ 50
5	コンニャク + 水稲	コンニャク 230、水稲 50
6	果樹(リンゴ + ブルーベリー)	リンゴ 40、ブルーベリー 30

※農業経営の基本的指標は、家族経営において、第1の6で示す「主たる従事者1人あたりの目標労働時間：1, 750～2, 000時間程度」の労働により、同じく第1の6で示す「1経営体あたりの目標年間農業所得：おおむね350万円」の所得を得ることができる「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営」のモデルとして営農類型ごとにその経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様を示したものである。

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 施設野菜 (トマト)	<p><作付面積> 雨よけトマト 30a</p> <p><経営面積> 30a (借地)</p>	<p><資本装備> ・トラクター (19ps : 共同) ・管理機 (5ps : 中古) ・動力噴霧機 (30L/分) ・灌水用ポンプ (2.7k : 中古) ・トラック (1t・軽 : 中古) ・パイプハウス (3,000 m²)</p> <p><その他> ・雨よけトマトはセル成型 苗と選果場利用により省 力化を図る ・地域有機物活用による土 づくり ・農薬の適正使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場情報の収集と計画出荷 地域内農家との連携を深め借地経営としての安全性を確保する 簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 中古農機の活用と保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力2人 (基幹労働力1人、 補助労働力1人)</p> <p>雇用労働力 (夏期のトマト 出荷期)</p> <p>チェックリスト に基づく労働安 全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>適正な労働時間 の設定</p> <p>家族経営協定の 締結</p>
2 施設野菜 (トマト) + 露地野菜 (サツマイモ)	<p><作付面積> 雨よけトマト 20a サツマイモ (乾燥芋) 120a</p> <p><経営面積> 140a (借地)</p>	<p><資本整備> ・トラクター (30・19ps : 中古) ・管理機 (5ps : 中古) ・動力噴霧機 (30L/分) ・灌水用ポンプ (2.7k : 中古) ・トラック (1t・軽 : 中古) ・ロータリー (1.8m : 中古) ・マルチ張り機 (平畦 : 共同) ・定植機、ツル切り機 (中古) ・堀取機、マルチ巻取機 (中古) ・ポイラー ・パイプハウス (2,000 m²)</p> <p><その他> ・雨よけトマトはセル成型 苗と選果場利用により省 力化を図る ・地域有機物活用による土 づくり ・農薬の適正使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場ニーズに適合した計画作付の実施 簿記記帳により経営収支の把握とコスト節減 中古農機の活用と共同利用 農機の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力2人 (基幹労働力1人、 補助労働力1人)</p> <p>雇用労働力 (収穫、加工作 業のパート雇用)</p> <p>チェックリスト に基づく労働安 全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>適正な労働時間 の設定</p> <p>定期的な休日の 確保</p> <p>家族経営協定の 締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
3 コンニャク	<p><作付面積></p> <p>コンニャク 280a</p> <p><経営面積></p> <p>280a (借地)</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50・30ps : 中古) ・管理機 (5ps) ・土壌消毒機 (マルチ同時 : 中古) ・植付機 (中古) ・堀取機 (95cm 幅) ・フォークリフト (1.8t : 中古) ・トラック (2t・軽 : 中古) ・貯蔵庫 ・動力噴霧器 (30L/分) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンニャクの連作障害を回避するため、緑肥輪作と麦の間作および有機質の投入により土づくりに努める ・農薬の適正使用 ・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・野菜農家との交換耕作 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫時の雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力2人 (基幹労働力1人、補助労働力1人)</p> <p>雇用労働力 (収穫時)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
4 コンニャク + 露地野菜 (エダマメ)	<p><作付面積></p> <p>コンニャク 150a エダマメ 50a</p> <p><経営面積></p> <p>200a (借地)</p>	<p><資本整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(中型機械化体系) ・トラクター (30ps : 中古) ・管理機 (5ps) ・動力噴霧機 (30L/分) ・土壌消毒機 (マルチ同時 : 中古) ・植付機 (球茎、2条 : 中古) ・堀取機 (95cm 幅) ・マメ洗浄機 (中古) ・予冷庫 (1.5 坪) ・トラック (2t、軽 : 中古) ・貯蔵庫 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥を組合せた輪作 ・農薬の適正使用 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・エダマメ収穫時の雇用労働力の確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・市場情報の集計と計画出荷 	<p>家族労働力2人 (基幹労働力1人、補助労働力1人)</p> <p>雇用労働力 (エダマメ収穫時の雇用)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
5 コンニャク + 水 稲	<p><作付面積></p> <p>コンニャク 230a 水 稲 50a</p> <p><経営面積></p> <p>280a (借地)</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50・30ps : 中古) ・管理機 (5ps) ・動力噴霧機 (30L/分) ・土壌消毒機 (マルチ同時 : 中古) ・植付機 (球茎、2条 : 中古) ・堀取機 (95cm 幅) ・田植機 (2条) ・コンバイン (2条) ・トラック (2t・軽 : 中古) ・貯蔵庫 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥を組合せた輪作 ・農薬の適正使用 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・水稲の乾燥調整はライスセンター利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・エダマメ収穫時の雇用労働力の確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・市場情報の集計と計画出荷 	<p>家族労働力2人 (基幹労力1人、補助労力1人)</p> <p>雇用労力 (収穫時の雇用)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
6 果 樹 (リンゴ + ブルーベリー)	<p><作付面積></p> <p>リンゴ 40a ブルーベリー 30a</p> <p><経営面積></p> <p>70a (借地)</p>	<p><資本整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプレッドスプレー (600L : 中古) ・乗用草刈機 (中古) ・トラック (1t、軽 : 中古) ・高所作業車 (中古) ・保冷庫 (1.5 坪) ・直売施設兼作業場 ・蜜入りセンサー <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培 ・ブルーベリーは、ハイブッシュ種主体の観光もぎ取り園 ・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の適正使用と削減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・ジャム加工による付加価値化 	<p>家族労働力2人 (基幹労力1人、補助労力1人)</p> <p>雇用労力 (ブルーベリー収穫作業)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本村農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 川場村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、

コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
85%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

川場村の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、川場村の山間部では、果樹を主体とする農業が盛んであるが、経営農地は分散傾向にあり、農作業の効率化が図れず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、具体的には以下の施策・事業の実施を図っていく。

①営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、法人化へ誘導する。

②高収益作物の導入及びブランド化等を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成する。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

川場村は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、川場村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

川場村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

川場村の農業生産の基盤である農地は標高450m～700mに散在し、村の中心に散在する比較的平坦な地域と、山林内及び山際に散在する傾斜地域の2地区に区分する事ができる。村の中心に散在する比較的平坦な地域においては、県営及び団体営等ほ場整備が進んでいるが、いずれも小区画であるため、大型化による高能率生産を基盤とするための再整備に努める。また、山林内及び山際に散在する傾斜地においては、今後遊休桑園等荒廃農地の激増が想定される事から、農業従事者の高齢化に伴う、耕作放棄地の解消と高齢者対策、さらに、農村景観の保全のため新規作物の導入等に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、村の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を田園整備課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

村は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

川場村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を川場村に提出して、農用地利用規程について川場村の認定を受けることができる。

② 川場村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 川場村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を川場村の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 川場村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
 - ア. ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 川場村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 川場村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、利根沼田農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

川場村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 7年 1月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年 3月 1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年 6月 1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年 1月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年 1月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 3年12月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5年〇〇月〇〇日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。